

住民税非課税世帯物価高支援給付金
申請書

《提出用》
《おもて面》

申請期限
令和7年5月31日(土)
消印有効

① 世帯主

世帯主氏名
(署名または記名押印)



は、

裏面の「誓約・同意事項」に誓約・同意の上、住民税非課税世帯物価高支援給付金を申請します。

フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
世帯主氏名			
住所			
電話番号(日中に連絡可能なもの)		申請日	
— —		令和 年 月 日	

② 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の方全員についてご記入ください。

○世帯の中に、令和6年1月2日以降にさいたま市に転入された方がいる場合は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和6年度住民税非課税証明書」を添付してください(該当する方全員)。

	(フリガナ) 氏 名	申請者 との 続 柄	生年月日	現住所と 令和6年1月1日 時点の住所が異なる	異なる場合は 令和6年1月1日時点の住所を記入
1	(世帯主)	本人		☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	
2			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	
3			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	
4			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	
5			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	

③ 受取口座 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

公金受取口座 (世帯主名義の口座に限ります。)

- マイナンバーカードで設定した公金受取口座での受取を希望する方は、右記チェック欄に☑を付けてください。
※マイナンバーカードを保有していない方、マイナンバーカードを保有していても公金受取口座の登録をしていない方は、下記「受取口座記入欄」をご記入の上、受取口座確認書類を添付してください。



- ・公金受取口座とは、マイナンバーカードを取得後に、給付金等の受取のための口座として、任意に登録していただくものです。
・公金受取口座への振込を希望されても、公金受取口座が登録されていない場合や、公金受取口座へ振込ができない場合は、改めてお手続きが必要であり、振込まで日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

☐ 公金受取口座への
振込を希望します。
※下記「受取口座記入欄」
は記入不要です。

【受取口座記入欄】(世帯主または代理人の口座に限ります。)※以下に記入した場合は、受取口座を確認できる書類のコピーを添付してください。

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名	口座 種別	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
	1 銀行 5 農協 2 金庫 6 組合 3 信組 7 信漁連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※		

代理人(世帯主以外)が受給する場合は、裏面の「④代理申請・受給を行う場合」をご記入ください。

※金融機関の口座をお持ちでない方は、受取口座記入欄には記入せず、右記チェック欄に☑を付けてください。支給方法は、現金書留を予定しておりますが、申請から支給まで、相当の期間を要しますので、可能な限り口座振込でお受け取りください。



さいたま市指定の方法で
受給することに同意します

裏面もあります

④ 代理申請・受給を行う場合

☐ 法定代理人の方はここに☒を付けてください。

代理人住所	代理人生年月日
フリガナ	代理人電話番号
代理人氏名	世帯主との関係
上記の者を代理人と認め、住民税非課税世帯物価高支援給付金の申請及び受給に関する一切のことを委任します。	
世帯主の署名 または記名押印	

※法定代理人による申請・受給の場合は署名・記名押印不要

誓約・同意事項

- 住民税非課税世帯物価高支援給付金(以下「本給付金」という。)の支給要件(※1)に該当します。
※1 本給付金の支給には以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税が非課税である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課税されている親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を受けた結果、住民税が非課税となった者はいない。
- 世帯の中に、住民税の課税対象となる所得があるにもかかわらず、未申告である者はいません。
- 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報、口座情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める、又は提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
- 返送した申請書に不備があり、市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、本給付金が不支給になります。
- 返送した申請書に記載のある受取口座が振込不能となった、又は送付した現金書留が市に返還となった場合、市が定めた期限、方法により給付金を受領することがあります。
- 振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月30日までにご連絡いただかず、振込先口座等を特定できない場合、本給付金の支給決定を取消することがあります。
- 本給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合、また、支給対象者が他の市区町村を含めて同様の趣旨の給付金を受給していることが判明した場合には、本給付金を返還します。
- 上記に掲げるもののほか、「さいたま市住民税非課税世帯物価高支援給付金支給要綱」の規定を遵守します。

返送前に、ご確認ください!!

※添付書類1・2は、「添付書類台紙」に貼り付けて提出してください。



1 世帯主の本人確認書類のコピー

◆本人確認書類 いずれか1点(裏面に住所・氏名の変更の記載がある場合は、両面)

(例)運転免許証、マイナンバーカードの表面(マイナンバー通知カードは不可)、健康保険証、生活保護受給証、年金手帳、パスポート、在留カード 等の、氏名・生年月日が記載されているもののコピー

(誤って本人確認書類の原本を送付しないようご注意ください。)



(健康保険証)



2 受取口座を確認できる書類のコピー

※公金受取口座での受取を希望する場合は不要

(例)金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる(通帳の表紙をめくったページ 等)通帳またはキャッシュカードのコピー



添付書類

【3は、令和6年1月2日以降にさいたま市に転入された方が世帯にいる場合のみ】



3 令和6年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する「令和6年度住民税非課税証明書」のコピー(該当する方全員分)

【4・5は、代理人(世帯主以外)が申請・受給する場合のみ】



4 代理人の本人確認書類のコピー



5 (法定代理人の場合のみ)代理関係を確認できる書類のコピー

(例)登記事項証明書、戸籍謄本のコピー